

## 福岡県内の特別地域加算の該当地域（福岡市作成）

※特別地域加算を算定する場合は、別途交通費を徴収できません。

令和4年11月1日現在

利用者居住地	該当地域（15%加算）
1 北九州市	馬島、藍島
2 福岡市	玄界島、小呂島、旧脇山村
3 大牟田市	全域
4 久留米市	旧水縄村
6 飯塚市	旧筑穂町、旧頼田町
7 田川市	全域
8 柳川市	旧大和町、旧柳川市
9 八女市	全域
10 筑後市	旧羽犬塚町
13 豊前市	旧岩谷屋村
16 筑紫野市	平等寺、上西山、本道寺、柚須原、香園
19 宗像市	地島、大島
23 うきは市	旧姫治村、旧浮羽町
24 宮若市	旧吉川村、旧笠松村
25 嘉麻市	全域
26 朝倉市	旧高木村、旧上秋月村、旧松末村、旧秋月町、旧杷木町、旧朝倉町
27 みやま市	全域
28 糸島市	白糸、旧福吉村、旧志摩町
29 那珂川市	旧南畑村
31 篠栗町	萩尾
34 新宮町	相島
37 芦屋町	全域
41 小竹町	全域
42 鞍手町	全域
44 筑前町	三箇山
45 東峰村	全域
48 広川町	旧上広川村
49 香春町	全域
50 添田町	全域
51 糸田町	全域
52 川崎町	全域
53 大任町	全域
54 赤村	全域
55 福智町	全域
57 みやこ町	全域
59 上毛町	全域
60 築上町	全域

※ 大牟田市（全域）は、令和6年3月31日までの間は該当地域です。

※ 特別地域加算を算定する場合は、支給決定を受けていることが必要です。

（サービス等利用計画案の余白に記入）